

兵庫労働局発表
平成23年9月29日(木)

担 当	兵庫労働局職業安定部職業対策課 課長 勝岡靖宏 課長補佐 田淵泰啓
	電話 078(221)5440 FAX 078(221)5455

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う

助成金業務の移管について

「独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律」は、第177回国会において、平成23年4月22日に成立し、同年4月27日に公布され、同年10月1日から施行されます。

これに伴い、独立行政法人雇用・能力開発機構が支給業務を行ってきた助成金については、各都道府県労働局に移管されることになりました。

兵庫労働局においても、助成金申請先変更の周知について、下記により万全を期すこととしています。

記

1 移管される助成金

- (1) 中小企業人材確保法関係助成金
- (2) 建設雇用改善助成金
- (3) キャリア形成促進助成金

2 移管の周知

- (1) 助成金申請先の変更について、労働局のホームページへの掲載及び各ハローワークにおけるリーフレットの配付。
- (2) 兵庫県及び事業主団体等に対し、リーフレットの配付等による事業主等への周知協力を要請。
- (3) 建設教育訓練助成金について、登録教習機関に対して周知協力を要請。
- (4) キャリア形成促進助成金にかかる計画提出事業所への周知。

3 変更後の助成金申請先

「ハローワーク助成金デスク」

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-221-5440

FAX 078-221-5455

※なお、県下各ハローワークにおいても、取次受理を行っています。

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金(※) | ・訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※) | ・中小企業雇用創出等能力開発助成金(※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金(※) | ・職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
TEL 078-221-5440(代表) / FAX 078-221-5455

※ 申請書類については、事業所所在地を管轄するハローワークの助成金担当窓口で取り次ぐことが可能です。なお、実施しようとする訓練が助成金の支給要件を満たすか否かについては、あらかじめハローワーク助成金デスクまでご相談ください。



独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止により国（都道府県労働局）へ移管される助成金の名称と概要

助成金の名称	概要
中小企業人材確保法関係助成金 (中小企業人材確保推進事業助成金)	改善計画(※1)の認定を受けた事業協同組合等(※2)の中小企業団体が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。
中小企業人材確保法関係助成金 (中小企業基盤人材確保助成金)	改善計画(※1)の認定を受け、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出(創業・異業種進出)を行う中小企業者が、新分野進出に必要な人材を雇い入れた場合に助成します。
中小企業人材確保法関係助成金 (中小企業人材能力発揮奨励金) <u>※平成21年度末で廃止。経過措置分。</u>	生産性向上が特に必要な認定中小企業者等が、認定計画に基づき雇用環境の高度化を図るための設備の設置又は整備を行い、併せて、奨励金の対象となる労働者の雇い入れを新たに行った場合に、当該設備の設置に要した費用の一部を助成します。
中小企業人材確保法関係助成金 (中小企業職業相談委託助成金) <u>※平成19年度末で廃止。経過措置分。</u>	改善計画(※1)の認定を受けた事業協同組合等(※2)の構成中小企業者又は個別中小企業者が、その雇用する雇用保険被保険者に対し職業に関する相談を行う事業を実施する場合において、当該事業に要した費用の一部を助成します。
建設雇用改善助成金 (建設教育訓練助成金)	中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成するとともに、中小建設事業主団体又はその連合団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合、経費の一部を助成します。
建設雇用改善助成金 (建設雇用改善推進助成金)	中小建設事業主又は建設業の事業主団体が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成します。
キャリア形成促進助成金 (訓練等支援給付金)	事業主が雇用する労働者のキャリア形成を促進するために、職業訓練の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部等を助成します。
キャリア形成促進助成金 (中小企業雇用創出等能力開発助成金)	都道府県知事から中小企業労働力確保法に基づく改善計画(※3)の認定を受けた中小企業者等が雇用する労働者に、職業訓練の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。
キャリア形成促進助成金 (職業能力評価推進給付金) <u>※平成22年度末で廃止。経過措置分。</u>	キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせた場合に、検定に要した経費及び検定期間中の賃金の一部を助成します。
キャリア形成促進助成金 (地域雇用開発能力開発助成金) <u>※平成22年度末で廃止。経過措置分。</u>	地域雇用開発能力開発助成金の受給資格認定を受け、地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、その雇い入れた者(雇い入れ後1年未満の者に限る)又は内定者に対して職業訓練を受けさせた場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

※1 改善計画とは、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業協同組合や中小企業事業主等が労働時間等の設定の改善、職場環境の改善等の雇用管理の改善について取り組む計画のことです。

※2 新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等に該当する事業を営む者のみを構成員とする事業協同組合等に限りません。

※3 雇用管理の改善を実施することにより、①職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保、②新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始による良好な雇用の機会の創出、③実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画をいいます。